## 通勤手当認定簿

氏	名			職員番号		組織・所属					事実発生年月日	月	目		
	回数	券等を使用して利用 <sup>・</sup>	する交通機関等があ	る交替制勤務に	従事する職員等	(算出式					届出年月日	年	月	目	
平均	)1箇	月当たりの通勤所要	回数		口	' (					受理年月日	令和	年	月	目
$\setminus$	算出の基礎となる 順 普通交通機関等		定期券	運賃等の額の算	出基礎	運賃等相当額		1 箇 月							
$  \setminus  $	路	44 / 72 / 74 PW		回数券 その他 の 別	回数券その他	定期券	回数券その他	定期券	当 た り の運賃等 相 当 額		普通交通機関等 の 認 定 期 間	支 給 月		備考	
普	1														
通	2														
交	3														
通.機	4														
関	5	5													
等															
利	6														
用	7														
者	8														
自動車等の額 (法第12条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km)															
		ぎ通機関等と自 第8条の3 □			1 箇月 🥫	当たりの運賃	等相当額と自!	1 170							
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の 55,000円 × [ 箇月] = 合計額が55,000円を超えるとき												-			

$\setminus$	順	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券		特別料金等(特別運賃等 第 出 基			全等2分の1相当額 運賃等相当額)		1 箇 月	新幹線鉄道等							
$  \setminus$	路	新幹線鉄道等の 名 称	利用区間	回数券の別	算 回 数 そ の	券	基 礎 定期券	回数券	定期券		当 た り の特別料金等 2分の1相当額	(橋等) の認定期間		支 給 月		備		考	
新幹	1																		
	2																		
鉄道	3																		
等利	1																		
	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額																		
用 者	11	箇月当たりの特別料金 000円を超えるとき	金等2分の1相	当額の合計額	額が	20,000	円 × [	箇月]	=		円								
法第12条第5項適用職員 の特別運賃等の額																			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	各庁の	の長の確認・決	定欄	備考	
	支	<b>注</b> 給 額	円	円	円	円	円	円	円	F	日	円	円	円	令和 官職 氏名	年 月	Ħ		
決	<ul><li>決 法第12条第1項 該当・非該当</li><li>□ 該当 (□ 規則第5条)</li></ul>						返納事 規則第19条 <i>0</i>	返納事由 返納対象普通交通機関等、 発生年月 新幹線鉄道等、橋等			払戻金相当額(払戻金2分の1相当額、 規則第19条の2第4項の額)の算出基礎				払戻金相当額 (払戻金2分の1 相当額、規則第19 条の2第4項の額)	戻金2分の1 端級、規則第19 備 考			
定		□ 非該当 理由 (				]	□ 第2号	□ 第3号								円			
手当額の決定 法第12条第2項 □ 第1号 □ 第2号 □ 第3号						2	□ 第2号	第3号 第4号 第3号								円			
事		<ul><li>□ 規則第8条の2</li><li>(通勤所要回数 回)</li></ul>					3									Р			
□ 規則第8条の3 □ 第1号 □ 第2号 □ 第3号							1 箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合 (1 箇月当たりの特別料金等2分の1 相当額の合計額が20,000円を超えていた場合)						月	は基礎)		円			
法第12条 □ 第3項 □ 第4項 □ 第5項 項							519条の2第2項第2				(算出 月	出基礎)		円					